



平成 28 年 8 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 エスエルディー
代表者名 代表取締役社長 青野 玄
(コード: 3 2 2 3 東証 JASDAQ スタンダード)
問合せ先 取締役 富来 美穂子
(TEL. 0 3 - 6 2 7 7 - 5 0 3 1)

(訂正)「平成 29 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の 一部訂正について

平成 28 年 8 月 12 日に公表いたしました「平成 29 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」につきまして、下記のとおり一部訂正すべき事項がありましたので、お知らせいたします。

訂正箇所には下線____を付して示しております。

記

1. 訂正の理由

「平成 29 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の提出後に、2. サマリー情報(注記事項)に関する事項(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示、及び(2) 追加情報についての記載漏れが判明したため、これを追記するものであります。

2. 訂正の内容

○添付資料の目次

【訂正前】

2. 四半期財務諸表..... 3

【訂正後】

2. サマリー情報(注記事項)に関する事項

(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示..... 2

(2) 追加情報..... 2

3. 四半期財務諸表..... 3

【訂正前】

(なし)

【訂正後】

2. サマリー情報(注記事項)に関する事項

(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

会計方針の変更

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当第 1 四半期会計期間に適用し、平成 28 年 4 月

1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更が当第 1 四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当第 1 四半期会計期間から適用しております。

以 上